

## 河川及びダム事業の完了後の事後評価実施要領細目

### 第1 目的

本細目は、「国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領（以下「実施要領」という。）」に基づき、河川及びダム事業の完了後の事後評価（以下「事後評価」という）を実施するための運用を定め、もって適正に事後評価を実施し、河川及びダム事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

### 第2 事後評価の対象とする事業の範囲

河川及びダム事業のうち以下の事業を除く全ての事業を対象とする。

- (1) 河川工作物関連応急対策事業
- (2) 河川維持修繕事業及び堰堤維持事業等維持・修繕に係る事業
- (3) 河川激甚災害対策特別緊急事業等の災害に係る事業
- (4) 災害復旧に係る事業

### 第3 事後評価を実施する事業

#### 1 事業評価の単位の取り方

河川事業における事後評価の実施単位（以下「評価単位」という。）は、一連の整備効果を発現する区間を基本とする。ただし、当該評価単位が非常に長大なものとなり一括の評価が困難である場合、同一区間でも整備の目的が異なる場合（例えば、通常改修と内水対策等）等においては、必要に応じて適切に評価単位を分割するものとする。

ダム事業における評価単位については、原則として、事業採択の単位とする。

### 第4 事後評価の実施及び結果等の公表

#### 1 事後評価の実施手続

- (1) 独立行政法人等施行事業の取り扱い

①独立行政法人水資源機構法（平成19年3月31日法律第23号）第12条第1項第1号に規定する独立行政法人水資源機構（以下「水資源機構」という。）施行のダム事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

##### 1) 事後評価の実施主体

関係地方整備局及び水資源機構等とする。

##### 2) 事後評価の進め方

事後評価に係る資料及び対応方針（案）の作成及び対応方針の決定は、

関係地方整備局及び水資源機構が共同して行うものとする。

②独立行政法人都市再生機構法（平成19年3月31日法律第19号）第18条第1項第4号に規定する独立行政法人都市再生機構（以下「都市再生機構」という。）施行の河川事業の取り扱いについては、次のとおりとする。

1) 事後評価の実施主体

関係地方公共団体及び都市再生機構等とする。

2) 事後評価の進め方

事後評価に係る資料及び対応方針（案）の作成及び対応方針の決定は、関係地方公共団体と都市再生機構が共同して行うものとする。

(2) 資料の提出先

直轄事業及び水資源機構施行事業（以下「直轄事業等」という。）については、審議結果及び対応方針及びその決定理由等を本省河川局河川計画課（以下「河川計画課」という。）に報告する（水資源機構施行事業については、関係地方整備局及び水資源機構の連名で河川計画課に提出する）ものとし、補助事業及び都市再生機構施行事業（以下「補助事業等」という。）については、事後評価に係る資料、対応方針等を当該事業を所管する地方支分部局等（以下「地方支分部局等」という。）を経由して、河川計画課に報告する（都市再生機構施行事業については、関係地方公共団体及び都市再生機構の連名で河川計画課に送付する）ものとする。

なお、対応方針等の報告等については、別紙⑤⑥により速やかに行うものとする。

(3) ダム等の管理に係るフォローアップ制度の活用について

実施要領第4の1(6)の規定に基づき事後評価の手続きが行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

(4) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直し

事業評価監視委員会において、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの検討の必要性について指摘された場合、本省河川局は、事後評価実施主体から提出された報告を踏まえ、必要に応じて、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討を進める。

(5) 改善措置の実施主体

河川及びダム事業における改善措置の実施主体については、原則として当該河川の河川管理者とする。（ただし、水資源機構の管理するダムについては、水資源機構とする。）

## 2 事後評価結果、対応方針等の公表

(1) 公表は記者発表等により、本省河川局で実施するものとする。

- (2) 公表時期については、新規事業採択時及び再評価の結果の公表と合わせて実施する。
- (3) 公表する内容は以下の通りとする。
  - ①事後評価手法とその考え方
  - ②事後評価結果、対応方針、対応方針の決定理由、改善措置の必要性、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性 等

### 3 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの検討結果の公表

河川計画課は、第4の1.(4)の規定に基づき、同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しについて検討した結果、及び、その結果による反映状況について公表するものとする。

## 第5 事後評価の手法

### 1 事後評価の視点

河川及びダム事業については、実施要領第5の3に規定する各視点ごとに、以下の評価項目に基づいて事後評価を実施するものとする。

- (1) 費用対効果分析の算定基礎となった要因（費用、施設の利用状況、事業期間等）の変化
  - ①事業着手時点の予定事業費、予定期工期、費用便益比
  - ②完成時点の事業費、工期、費用便益比
- (2) 事業の効果の発現状況
  - ①計画上想定される事業効果と完成後確認された事業効果
  - ②その他の事業の効果
- (3) 事業実施による環境の変化
  - ①自然環境の変化
  - ②環境保全対策等の効果の発現状況（実施した場合）
- (4) 社会経済情勢の変化
  - ①事業に関わる地域の土地利用、人口、資産等の変化
  - ②その他、事業採択時において重視された事項の変化等
- (5) 今後の事後評価の必要性
  - ①効果を確認できる事象の発生状況
  - ②その他、改善措置の評価等再度の評価が必要とされた事項
- (6) 改善措置の必要性
  - ①事業の効果の発現状況や事業実施による環境の変化により、改善措置が必要とされた事項
- (7) 同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性

- ①当該事業の評価の結果、今後の同種事業の調査・計画のあり方や事業評価手法の見直しが必要とされた事項

## **第6 事業評価監視委員会等**

実施要領第6の5の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。

## **第7 施行**

- 1 本細目は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 本細目の施行に伴い、平成16年1月9日に施行された「河川及びダム事業の事後評価実施要領細目（国河計第104号）」は廃止する。